

## 社会福祉法人仁愛会評議員・役員等に対する報酬、その他諸費用支給規程

### 第1条（総則）

社会福祉法人仁愛会（以下、「法人」という）の評議員・役員等に対する報酬、その他諸費用の支給については、この規程の定めるところによる。

### 第2条（定義）

この規程でいう役員等とは、評議員・理事（理事長を含む）、監事及び評議員選任・解任委員会委員を言う。

### 第3条（評議員・役員報酬）

評議員・役員等には別表1あるいは2の報酬を支給する。

### 第4条（報酬の支給方法）

評議員・役員等への報酬は、別表3の方法により支給する。

### 第5条（旅費等）

評議員・役員等が研修その他で出張した場合、別表4に基づき、交通費、宿泊費、食事代等の費用を支給する。

### 第6条（理事長退任慰労金）

理事長が退任した場合、別表5及び理事会決議を経て、理事長退任慰労金を支給する。

### 第7条（慶弔金）

(1) 評議員・役員等の弔意に対しては次のとおり弔慰金を支給する。

- |            |              |
|------------|--------------|
| イ・業務上の死亡   | 50,000円と献花一基 |
| ロ・上記イ以外の死亡 | 30,000円と献花一基 |
| ハ・配偶者の死亡   | 10,000円と献花一基 |

(2) その他必要とするものについては、理事長の専決により支給する。但し、理事会に報告するものとする。

### 第8条（餞別）

評議員・役員等（理事長を除く）の退任に対しては在任期間その他の事情等を勘案して餞別を支給する。

## 第9条（規程の改廃）

この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

## 付 則

この規程は平成3年4月1日より施行するものとする。

平成 6年 4月 1日 一部改訂

平成 7年11月 1日 一部改訂

平成11年 9月11日 一部改訂

平成14年 9月18日 一部改訂

平成23年 9月21日 一部改訂

平成25年 9月21日 一部改訂

平成29年 6月14日 一部改訂

平成31年 3月18日 一部改訂

令和 元年 5月27日 一部改訂

令和 4年 7月 1日 一部改訂

(別表)

1. 評議員・役員等(理事長を除く)報酬

(1) 評議員(定款第8条)

| 評議員会出席 1人1回 | 年度限度額(1人) | 年度限度額(全体) |
|-------------|-----------|-----------|
| 10,000円     | 70,000円   | 500,000円  |

(2) 理事

| 理事会出席 1人1回                             | 年度限度額(1人) | 年度限度額(全体)  |
|--|-----------|------------|
| 10,000円                                | 80,000円   | 500,000円   |
| 理事長報酬月額50万円、年額600万円を加えた場合の理事の年度限度額(全体) |           | 6,500,000円 |

(3) 監事

| 会議等出席 1人1回 | 年度限度額(1人) | 年度限度額(全体) |
|------------|-----------|-----------|
| 10,000円    | 150,000円  | 300,000円  |

(3) 評議員選任・解任委員会委員

| 選任・解任委員会出席 1人1回 | 年度限度額(1人) | 年度限度額(全体) |
|-----------------|-----------|-----------|
| 10,000円         | 30,000円   | 90,000円   |

2. 理事長報酬

| 報酬額(月額)  | 業務内容  |
|----------|---|
| 500,000円 | 1. 理事会、評議員会等の召集<br>2. 法人の資産管理<br>3. 日常業務の専決<br>4. その他必要事項。なお、勤務は原則として月4回、その他必要時とする。 |

3. 報酬の支給方法

|                               |                                  |
|-------------------------------|----------------------------------|
| 評議員及び役員<br>(評議員選任・解任委員会委員も同じ) | 評議員会、理事会開催の都度、出席評議員及び役員に現金で支給する。 |
| 理事長                           | 毎月15日に、銀行振込指定口座に振込む。             |

4. 旅費等(理事長、役員等共通)

|     |                           |             |                 |
|-----|---------------------------|-------------|-----------------|
| 運賃等 | 宿泊費(研修参加費等に<br>含まれていない場合) | 日当(食費、電話代等) | その他(研修<br>参加費等) |
| 実費  | 一泊20,000円以内で、<br>かつ実費     | 1日10,000円   | 実費              |

5. 理事長退職慰労金

|              |                     |
|--------------|---------------------|
| 退職慰労金算出基準    | 補 足                 |
| 20,000円×在任月数 | 10,000円未満の端数は切り捨てる。 |

以上